# 米国反トラスト法の動向

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 きゅだ ひろし 木目田 裕



日本貿易会では、2005年に改定した「商社行動基準」の趣旨徹底を目的として、会員各社に対して企業倫理の向上を促すために、毎年度、企業倫理実務者研修会を開催しており、今年度は、西村あさひ法律事務所 木目田弁護士をお招きし、現在非常に関心が高まっている米国の反トラスト法の動向に関してお話を伺った。

### 1. シャーマン法とクレイトン法

米国の反トラスト法には、司法省反トラスト局(DOJ)により執行されるシャーマン法とDOJおよびFTC(連邦取引委員会)により執行されるクレイトン法、FTCにより専属的に執行されるFTC法がある。シャーマン法1条はカルテル、入札談合等の水平的制限、および再販売価格維持、排他条件付取引等の垂直的制限を規制しており、シャーマン法2条では独占力を行使して他社を排除する行為を規制している。また、クレイトン法では価格差別行為、企業結合などを規制している。

#### 2. ハードコアカルテルは "当然違法"

シャーマン法 1 条には、「複数の州の間または外国との取引または商業を制限する全ての契約、トラストその他の形態による結合または共謀は、これを違法とする」と定めてあ

る。これは日本で言う「不当な取引制限」に 類似し、ハードコアカルテル(競争者間で価格、シェア等を合意)に関しては具体的な競 争制限効果や正当化事由の有無を問わず違法 としている。

一方、非ハードコアカルテル(共同研究開発、事業提携等)に関しては、競争制限効果と消費者へのプラス効果等を比較考量するが、例えば製品価格に占める研究開発コストの割合が高い製品について、製品の合計シェアが50%を大きく超えるような事業者間で共同研究開発を行うことは、事実上製品の価格が同一化する恐れがあるため、違法なカルテルと見なされる可能性がある。

#### 3. 厳格化する罰則

法人に対しては、違反行為に1億ドルまた は経済的利得の2倍以下の罰金が科される。 さらに、複数の違反行為に対しては各違反 行為に係る罰金を単純合算する発想のため、 日本とは異なり罰金がかなり高額になる。ま た、個人に対しては、10年以下の禁錮およ び100万ドル以下の罰金が科されるが、近年 服役期間が長期化する傾向にある。自動車部 品に関する摘発が多くなってから、日本人が 服役するケースも増加しており、それだけカ ルテルに対する対応が厳格化してきている (外国人禁錮刑の平均期間は2009 - 10年で 10ヵ月)。

#### 4. リニエンシー制度

違反行為を最初にDOJに申告した違反事業者が、一定の要件を満たすことを条件に刑事訴追の免除を受ける制度である。DOJがカルテル情報を入手する前に申告し調査に協力した場合は刑事訴追が免除される。また、DOJが情報入手した後の申告であっても、捜査に役立つ資料の提供等で積極的に捜査に協力すれば、罰金減免や個人の刑事罰対象範囲の縮小という裁量的な免責を受けられる。しかし、DOJの情報入手後に申告する違反事業者は、求められる要件のハードルが高くなるため、積極的な資料提供等に努める必要がある。

日本の課徴金減免制度 (注1) と比較すると、 米国の DOJ には相当な裁量権が付与されて いることが相違点として挙げられるが、やは り最も大きな違いは、米国に存在するアムネ スティ・プラス制度である。

### 5. 米国のアムネスティ・プラス制度とは

あるカルテル事件に関してリニエンシー

申請は認められなかったが、別の関連市場で実施されたカルテルに関してのリニエンシー申請が1番目であった場合、別の関連市場での協力が考慮され、最初のカルテル事件に関しても量刑の軽減を受けることができる。リニエンシー制度に加えて、この制度があることにより、日米欧間の各業界で、リニエンシー申請の連鎖が起こっている。

例えば、高圧電力ケーブル業界で摘発を受けたA社が光ファイバー業界でリニエンシー申請をし、光ファイバー業界で摘発を受けたB社がワイヤーハーネス業界でリニエンシー申請をし、ワイヤーハーネス業界でリニエンシー申請をするという連鎖でリニエンシー申請をするという連鎖する状況が見られる。そのため、自社には関係ないと考えずに、関連する他業界や競合他社が日米欧で独禁当局から調査を受けているかどうか等を注視しておくことが重要である。

#### 6. 拡大する適用範囲

米国外で行われたカルテル行為でも、米 国の需要者・消費者に悪影響を与える場合は、米国の反トラスト法が適用される。 まだ実際の摘発事例としては存在しない と思うが、例えば、日本の自動車部品メー カー間の談合により価格が高止まりした

# 貿易投資関係情報

部品を自動車メーカーが日本で完成車に 組み込み米国に輸出した場合、結果的に 価格の上がった完成車を米国の消費者に 購入させるという悪影響を与えたことに なるので、適用対象となる可能性もある。 今後、動向を注視する必要がある。また、 違反行為者個人に対しても、任意に出頭 しない場合は、日米犯罪人引き渡し条約 に基づいた引き渡し要求をしてくること が予想されるためこちらも同様に留意す る必要がある。

## 7. リスクの高まる情報交換

情報交換をすることにより、カルテル の疑いが掛けられるリスクが高まってい る。一般的情報、過去の業績、消費者利 益につながる情報等はローリスクである が、各社の個別具体的情報や将来の予想、 営業活動につながるような情報を交換す ることは、カルテルにより違法と見なさ れる可能性が高い。理由付けを明確にし て、さらに司法省と連邦公取委が作成し た指針(注2)を念頭に置いて情報交換を行 う必要がある。また、企業結合期日前に 競争事業者間で情報交換を行った場合、 カルテル規制との関係で問題になるケー スがある (Gun Jumping)。 日本での摘 発事例はまだないが、米国では問題となっ たケースがある。

### 8. リニエンシー申請からの流れと留意点

最初に米国弁護士から DOJ に対して申請 (Application)をし、その後、弁護士が当局 に対して社内調査の結果判明した違反行為の 事実関係を口頭報告し(Proffer)、弁護士同 席のもと調整行為に関与していた役職員への Interview が実施される。この際、民事訴訟 における discovery を念頭に置いて、申請、 報告に関しては紙ではなく口頭で対応するこ とが重要である。

刑事手続きとしては、大陪審が Subpoena (令状)を発行し、捜査に関連する対象文書の範囲、提出期限、罰金額 (注3) について企業側と交渉を行い、決着点を導き出す。この交渉の際、Carve out された役職員(企業・DOJ間の Plea Agreement (司法取引)の対象外とされ、一般に米国で禁錮刑が科される可能性が高い役職員)の弁護士費用は会社負担でもよいということと、Plea Agreement の公表文言はクラスアクションのことを考慮し慎重に検討すべきことに留意する必要がある。

#### (注)

- 1 公取委の立ち入り検査前に最初に違反行為を申請をした違反事業者は課徴金全額免除、2位が50%免除、3位から5位が30%減額、検査後は最大3社(かつ立ち入り検査前に申請した事業者との合計が最大5社)が一律30%減額。
- 2 Statement of Antitrust Enforcement Policy in Health Care では、 3ヵ月以上前の情報は過去情報に当たる等のセーフゾーンを設けている。
- 3 罰金額は、連邦量刑ガイドラインに基づき、違反行為実施期間中のカルテル対象商品の売上高×20% (Base Fine) に悪質性スコア (0-10) から導き出される数値を掛け合わせた額をベースに決まる。